



The Government of Japan

Mid-Term Report in the 4th UPR Cycle

as of April 2025

| UPR Recommendation | Japan's follow-up |
|---|--|
| The followings are recommendations which Japan accepted to follow up or partially accepted to follow up (*). | |
| Section 1: International human rights instruments (国際人権条約) | |
| 158.1* Consider ratifying the international human rights instruments that it is yet to ratify (Sierra Leone); | 本章の以下のコメントを参照願いたい。 |
| 158.8 Ratify the first Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights (Cyprus) (Malta); | 自由権規約第一選択議定書の締結については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き、我が国として真剣に検討を進めているところ。 |
| 158.9 Become party to the first Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights (Azerbaijan); | |
| 158.10 Ratify the Optional Protocol to the Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment, and rigorously apply United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners (the Nelson Mandela Rules) (Costa Rica); | 1. 捷問等禁止条約の選択議定書の締結については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き、我が国として真剣に検討を進めているところ。 |
| 158.11 Ratify the Optional Protocol to the Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment (Austria) (Chile) (Czechia) (Denmark) (Maldives) (Mongolia) (Slovenia); | 2. ネルソン・マンデラ・ルールズについては、法的拘束力を有するものではないが、その充足のために努力すべき国際的な基準としての意味を持つものであると認識しており、その趣旨をできる限り尊重して実際の運用に当たっている。例えば、近年の取組としては、 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・受刑者処遇におけるオープンダイアローグの手法を取り入れた対話実践 ・対話その他の被収容者等との人間関係を構築するための手法を用いる方法(動的保安)を訓令に盛り込む改正を実施 ・個々の受刑者の特性に応じた処遇を実現するための多職種連携と職場の心理的安全性の向上に向けた取組 ・個々の受刑者の特性をきめ細やかに把握しつつ、特性に応じた働き掛けを展開などがある。 <p>また、これらにとどまらず、刑務所職員のほかに元受刑者や犯罪被害者など様々な国民の声を基に刑事施設の運営指針となるミッション・ビジョン・バリューを定めてい</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>る。「更生を信じる力で、もっと安全で豊かな社会を」というミッションの実現に向け、上記も含めた様々な取組を進めている。</p> <p>さらに、刑事施設の運営に当たっては、受刑者や職員への定期的なアンケート調査とその結果の可視化に加えて、大学などの研究機関との協働による科学的な分析を実施し、客観的な評価・改善に取り組んでいる。</p> <p>これらの取組は、ネルソン・マンデラ・ルールズに通底するものである。</p> |
| 158.14 Ratify the Optional Protocol to the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (Mongolia) (Switzerland); | 女子差別撤廃条約選択議定書の締結については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き、我が国として真剣に検討を進めているところ。 |
| 158.15 Accede to the International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families (Kyrgyzstan); 158.16 Consider ratifying the International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families (Algeria); 158.17 Ratify the International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families (Niger); | 移住労働者権利条約については、我が国は移住労働者及びその家族の権利の保護を図ろうとする同条約の理念そのものは理解している。一方、同条約は移住労働者に対し、国民や移住労働者以外の外国人に対して保障する以上の権利を保障する内容となっていることを含め、同条約の締結については、平等原則、我が国の国内諸制度などとの関係の観点から、十分慎重な検討を要すると認識している。 |
| 158.18* Ratify the International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families, the Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989 (No. 169) of the International Labour Organization ¹ and the Optional Protocol to the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (Colombia); | 女子差別撤廃条約選択議定書については勧告 158.14 へのコメント及び移住労働者権利条約については勧告 158.15 へのコメントを参照願いたい。 |
| 158.20 Consider ratifying the Discrimination (Employment and Occupation) Convention, 1958 (No. 111) of the International Labour Organization (South Africa); | 本条約は7つの事由に基づく雇用及び職業における差別を禁止している。我が国においては、法の下の平等が憲法に規定されており、雇用及び職業の分野において |

¹ 1989 年の先住民及び種族民条約(ILO 第 169 号条約)はフォローアップ対象外。

| | |
|--|---|
| 158.21 Ratify the Discrimination (Employment and Occupation) Convention, 1958 (No. 111) of the International Labour Organization (ILO) (Togo); | は労働基準法等に基づき差別に対する施策が講じられている。一方、国内法制と条約との整合性を慎重に検討する必要があると考えている。 |
| 158.23 Consider ratifying the 1954 Convention relating to the Status of Stateless Persons (Côte d'Ivoire); | 無国籍者の地位・権利を保障する必要性は、我が国において重要な問題であると認識しており、現行法の枠組みの範囲内で、無国籍者の置かれた立場に配慮しながら適切に対応している。無国籍者の地位に関する条約の締結に関しては、現時点において積極的な検討が進められている状況にはないが、政府全体で多岐にわたる政策分野の検討が必要となる問題であることから、我が国の社会情勢を踏まえ、慎重に検討することとしている。 |
| 158.26* Consider ratifying the UNESCO Convention against Discrimination in Education ² and the Convention on the Protection and Promotion of Diversity of Cultural Expressions (Mauritius); 158.33* Consider ratifying as soon as possible the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons ³ and the Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions (Djibouti); | 文化多様性条約の締結に関しては、他国の締結状況や条約の運用状況等を見極めつつ、検討を行うこととしている。 |
| 158.27 Ratify the Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on a communications procedure, to allow individual communications to the Committee on the Rights of the Child (France); 158.28 Ratify the Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on a communications procedure (Slovakia); | 通報手続に関する児童の権利条約選択議定書の締結については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き、我が国として真剣に検討を進めているところ。 |
| 158.29 Ratify the Optional Protocol to the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights (Portugal); | 社会権規約選択議定書の締結については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き、我が国として真剣に検討を進めているところ。 |

² 教育における差別待遇の防止に関するユネスコ条約はフォローアップ対象外。

³ 核兵器禁止条約はフォローアップ対象外。.

| | |
|---|--|
| 158.30 Accede to the Optional Protocol to the Convention on the Rights of Persons with Disabilities (Slovenia); | 障害者権利条約選択議定書の締結については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き、我が国として真剣に検討を進めているところ。 |
| 158.31 Consider ratifying the Hague Convention on Protection of Children and Cooperation in Respect of Intercountry Adoption (Slovakia); | 締結した場合の国内への影響、国内法との整合性の問題及び国内における中央当局の指定に伴う法制の整備等について慎重に検討している。 |
| Section 2: Cooperation with the UN human rights mechanisms (国連人権メカニズムとの協力) | |
| 158.34 Extend a standing invitation to all special procedures and cooperate fully with all United Nations special procedures (Vanuatu); | <p>1. 我が国は、2011年3月、全てのテーマ別特別手続に対して招請を行った。</p> <p>2. 我が国は、特別手続との有意義かつ建設的対話の実現に今後も協力していく。</p> |
| 158.35 Continue its cooperation with the United Nations human rights mechanisms, including treaty bodies (Kyrgyzstan); | <p>1. 世界の深刻な人権侵害に効果的に対応し、あらゆる人々の権利の保護・促進を進める上では、人権理事会を含む国際人権メカニズムが果たすべき役割は大きい。我が国は、これまで6期にわたり人権理事会理事国を務めてきており、引き続き、普遍的・定期的レビュー(UPR)を含む人権理事会の活動に積極的に貢献していく。加えて、人権理事会を含む各種国際人権メカニズムをより効果的・効率的に機能するものとするための議論に積極的に参加している。</p> <p>2. 我が国は、各人権条約体に長年にわたって複数の専門家を輩出してきている他、人権理事会の活動を支える OHCHR とも協力関係を発展させてきている。</p> <p>3. 我が国は、各人権条約体との協力及び人権諸条約の実施に係るコミットメントを強化するため、各人権条約体から出される勧告を十分に検討していく。特別手続との有意義かつ建設的対話の実現に今後も協力していく。</p> |
| Section 3: National mechanism for the implementation of human rights (人権実施のための国内メカニズム) | |
| 158.36 Establish a permanent national mechanism for the implementation, reporting and follow-up of human rights recommendations (Paraguay); | 人権の効果的な実施のためには、政府全体として取り組むことが重要である。その考え方の下、人権諸条約の勧告の実施、政府報告作成及びフォローアップについては、関連する全ての府省庁が関与して取り組んでいる。 |

| | |
|--|---|
| <p>158.37 Consider establishing an independent monitoring and reporting mechanism overseeing the effective implementation of human rights (Armenia);</p> <p>158.38 Continue to analyse the protection of human rights, including the implementation of protection mechanisms based on individual law (Turkmenistan);</p> | |
| <p>Section 4: Human rights education and awareness-raising (人権教育・啓発)</p> <p>158.39 Continue to carry out human rights awareness-raising activities to deepen public understanding of human rights and to promote the principle of respect for human rights (Viet Nam);</p> <p>158.40 Continue efforts to promote human rights education, particularly those aimed at eliminating gender stereotypes and bias in society (Indonesia);</p> <p>158.41 Continue efforts to promote education and training on human rights in all areas (El Salvador);</p> <p>158.42 Continue its awareness-raising and training activities on human rights for the public to raise the legal awareness across the country (Turkmenistan);</p> <p>158.43 Take extra steps to further promote human rights awareness and education (Armenia);</p> <p>158.154 Continue and strengthen awareness-raising aimed at making the population better understand the fundamental rights of different categories of people (Burundi);</p> | <ol style="list-style-type: none"> 我が国は、学校、社会、企業等のあらゆる場における教育を通じた人権教育を推進する施策に取り組んでいる。そして、学校における人権教育については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000年制定)及び同法に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」(2002年閣議決定、2011年一部変更)に基づき推進している。 我が国は、学校や社会における人権教育の充実を図ることを目的として、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とする会議や社会教育の指導者として中心的な役割を担う社会教育主事の養成や資質向上等の研修を開催している。また、学校における人権教育に関する指導方法の充実を目的とする人権教育研究推進事業を実施し、この中で事業成果の検証にも取り組んでおり、引き続き人権の啓発、教育に取り組んでいく。 我が国では、固定的性別役割分担意識や無意識の偏見の解消に取り組んでいる。また、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための教育を推進している。 法務省の人権擁護機関では、「人権週間」を始めとするあらゆる機会を通じて、各種人権啓発活動を行い、広く国民に対して人権尊重思想の普及高揚に努めている。 |

5. 人権教育・研修

1) 裁判官

裁判官、検察官になるいずれの者も司法研修所において修習を受けた後、法曹資格を取得するが、この修習期間中に人権諸条約を含めた人権課題に対する認識を深めさせるためのカリキュラムを組み込んでいる。さらに、裁判官については、任官した後も、各種研修で人権諸条約を含む人権問題を扱っていると承知している。

2) 検察官

検察官に対しては、司法修習に加え、任官時及びその経験年数等に応じて受講が義務づけられている各種研修において、人権諸条約に関する講義及び犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義を実施しており、今後も実施に努める。

3) 矯正施設職員

刑務官を含む矯正施設の職員に対しては、矯正研修所及び同支所における各種研修プログラムにおいて、被収容者の人権の尊重を図る観点から、憲法及び人権に関する諸条約を踏まえた被収容者の人権に関する講義や行動科学的な視点を取り入れた研修等を実施している。また、各矯正施設においても、被収容者に対する処遇場面などを想定したロールプレイング教材を用いて実務に即した自庁研修を行うなどにより、職員の人権意識の向上に努めている。

4) 保護観察官及び社会復帰調整官

更生保護官署関係職員に対する経験年数等に応じた各種研修において、保護観察官に対しては犯罪被害者・保護観察対象者などの人権等に関する講義、社会復帰調整官に対しては対象行為の被害者・医療観察対象者などの人権等に関する講義をそれぞれ実施している。

5) 入管職員

出入国在留管理庁では、在職年数等に応じた研修において人権に係る講義を実施するとともに、IOM(国際移住機関)等外部講師の協力を得て、人身取引事案に直接対応する中堅職員等を対象とした人身取引対策や人権に特化した研修を行い、人権に対する意識の一層の向上を図っている。

6) 警察職員

警察庁では、警察職員に対して、採用時や昇任時の研修の他、警察署の職場研修等、様々な機会をとらえて、人権に関する教育及び従事する専門分野の内容に応じて人権に配意した適正な職務執行を期するための教育を実施している。

7) 公務員

公務員全般では、例えば、法務省は、人権問題に関し、国家公務員等の理解と認識を深めることを目的として、中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を毎年開催している。また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を毎年開催している。また、総務省は、自治大学校で、都道府県及び市町村等の職員を対象とした人権教育を2024年度に2回行い、2025年度においても、同様に2回実施する予定。

Section 5: National human rights institution (国内人権機構)

158.46 Create an independent national human rights institution (France);

158.47 Create a national human rights institution with a broad mandate to promote and protect human rights as established by the principles relating to the status of national institutions for the promotion and protection of human rights (the Paris Principles) (Colombia);

1. 人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況も踏まえ、引き続き不斷に検討している。

2. なお、従前から、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部(全国8か所)、地方法務局人権擁護課(全国42か所)及びこれらの支局(全国261か所(2025年4月現在))が設けら

158.48 Establish a national human rights institution, in accordance with the principles relating to the status of national institutions for the promotion and protection of human rights (the Paris Principles) (Qatar);

158.49 Establish a national human rights institution with a broad mandate to promote and protect human rights, in compliance with the Paris Principles (South Africa);

158.50 Establish a national human rights institution with a broad mandate to promote human rights in accordance with the Paris Principles (Timor-Leste); Establish an independent and impartial national human rights institution, in accordance with the Paris Principles (Spain); Establish a national human rights institution in accordance with the Paris Principles (Nigeria); Establish an independent national human rights institution with a broad mandate and matching resources in line with the Paris Principles (Nepal);

158.51 Establish an independent and credible human rights institution in line with the Paris Principles (Finland);

158.52 Establish independent national human rights institutions in accordance with the Paris Principles (Kazakhstan);

158.53 Establish its key national human rights institution, in accordance with the Paris Principles (Mongolia);

158.54 Establish an independent and credible national human rights institution, in compliance with the Paris Principles (Montenegro);

158.55 Establish an independent national human rights institution to promote and protect human rights (New Zealand);

れている。さらに、我が国においては、全国で約1万4,000人の人権擁護委員（法務大臣が委嘱した民間の方々）が、法務省人権擁護局、法務局・地方法務局と協力して、人権擁護活動を行っている。

158.56 Finalize the process of enacting a human rights commission bill establishing a national human rights institution in line with the Paris Principles (Kenya);

158.57 Take the necessary and relevant measures to create a credible national human rights institution, in accordance with the Paris Principles (Gabon);

158.58 Move forward in making more efforts to establish a national human rights institution that is independent and in line with the Paris Principles (Chile);

158.59 Consider establishing a national human rights institution with a broad mandate to promote and protect human rights, in compliance with the Paris Principles (Türkiye);

158.60 Consider establishing an independent national human rights institution in accordance with the Paris Principles (Bangladesh);

158.61 Consider establishing a national human rights commission in accordance with the Paris Principles (Mauritania);

158.62 Consider establishing an independent national human rights institution in accordance with the Paris Principles (Dominican Republic);

158.63 Consider establishing an independent national human rights institution in accordance with the Paris Principles (Canada); Consider taking steps to establish a national human rights institution in accordance with Paris Principles (India);

158.64 Continue efforts towards the establishment of an independent national human rights institution, in compliance with the Paris Principles

(Lithuania); Increase efforts towards establishing an independent national human rights institution (Ukraine);

158.65 Continue efforts aimed at establishing the national human rights institution, in accordance with the Paris Principles (Iraq);

158.66 Step up efforts to establish a national human rights institution with an express mandate to act on complaints of human rights violations, in line with the Paris Principles (Philippines);

158.67 Enhance the further effectiveness of the national human rights institutions, in accordance with their mandates (Kyrgyzstan);

158.68 Resume the establishment of a national human rights institution, ensuring its full compliance with the Paris Principles (Australia);

158.69 Continue working towards the establishment of a national human rights institution in line with the Paris Principles (Lebanon);

Section 6: Implementation of the recommendations by CERD (人種差別撤廃委員会による勧告の実施)

158.70* Implement the recommendations formulated by the Committee on the Elimination of Racial Discrimination (Angola);

我が国は、人種差別撤廃委員会による勧告について十分検討を行った上で、適切に国内施策に反映させている。引き続き、我が国は人種差別撤廃条約を誠実に遵守していく。

Section 7: Prevention of all forms of discrimination (あらゆる形態の差別の防止)

158.71* Continue to strengthen efforts to prevent and combat all forms of discrimination, including by adopting a comprehensive law and by means of awareness campaigns (Italy);

158.75 Take further steps to ensure enjoyment of human rights by all categories of persons, including vulnerable groups (Azerbaijan);

1. 概観

我が国は、憲法第14条第1項において、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と定め、法の下の平等を規定し、不合理な差別を禁止している。これを踏まえ、我が国は、雇用、教育、医療、交通等国民生活に密接な関わり合いを持ち公共性の高い分野については、特に各分野における関係法令により広く差別の禁止を規定している。例えば、教育については、憲法第26条、教育基本法第4条によ

- 158.76 Continue its efforts to combat various forms of discrimination and racism, including racist rhetoric, xenophobia and related intolerance (Algeria);
- 158.77 Continue its progress on implementing measures to combat all forms of discrimination (Sri Lanka);
- 158.78 Develop implementation measures regarding discrimination and hate speech (Sierra Leone);
- 158.79 Further explore the possibilities of enhancing enforcement of the legislation countering hate speech, racism and other forms of discrimination (Armenia);
- 158.80 Reinforce the public policy aimed at preventing hate speech and discrimination on the basis of race, religion, ethnicity or other affiliation (Belarus);
- 158.82 Strengthen efforts to address the issue of discrimination and hate speech, particularly against the minorities in society (Ghana);
- 158.83 Continue efforts to eliminate hate speech against minorities (Iraq);
- 158.84 Provide legal protection to vulnerable groups, whether from violence, discrimination or persecution (Kuwait);
- 158.85 Pursue the efforts aiming at fighting racial discrimination and hate speech in line with relevant acts (Lebanon);
- 158.87 Take effective measures to prevent, combat and prohibit racial discrimination and hate speech (Namibia);

り、すべての国民は、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない旨規定されている。

2. 啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施している。また、外国人からの人権相談に応じるため、外国語人権相談ダイヤルや外国語インターネット人権相談受付窓口(いずれも10か国語対応)等を設置している。法務省の人権擁護機関が人権相談を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、速やかに調査し事案に応じた適切な措置を講じている。

3. ヘイトスピーチ解消法

法務省の人権擁護機関では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)を踏まえ、ヘイトスピーチの解消に向けて、SNS等での情報発信を始めとした啓発活動などを実施している。なお、同法は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないとともに、その解消に向けた取組について基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的としている。

4. 刑事上及び民事上の責任

現行法上、人種差別的行為があった場合には、民法の不法行為として損害賠償責任が発生し得る。また、例えば、名誉毀損罪や侮辱罪に当たるような行為については、刑事责任を問い合わせる。刑事案件として取り扱われるべきものがあれば、捜査当局において、法と証拠に基づき適正に対処している。なお、侮辱罪について、抑止力を高めるとともに、厳正な対処を可能にするため、2022年6月(施行は同年7月)、その法定刑を引き上げ、これに伴い、公訴時効期間が延長された。

158.88 Strengthen actions to put an end to hate and racist incitement, speech and crimes committed by individuals and public officials, including politicians and media professionals (Bolivarian Republic of Venezuela);

158.90 Take a set of legislative and practical measures aimed at combating any manifestations of discrimination against national and ethnic minorities (Russian Federation);

Section 8: Treatment of detainees (被収容者の扱い)

158.104* Take concrete steps to improve the medical care system within immigration detention facilities and avoid unnecessary long-term detention of immigrants by defining detention criteria, introducing judicial review, setting a limit on the detention period and granting provisional release (Kingdom of the Netherlands);

158.288 Ensure that the Immigration Control and Refugee Recognition Act enshrines the protection of all migrants so that they have access to effective procedural safeguards and can challenge the grounds or legality of their detention in court (Spain);

158.291 Increase protection of migrants' rights, including by bringing its deportation policy into line with international human rights law and limiting immigration administrative detention (Brazil);
158.292* Seriously consider the long-term detention of foreign nationals at immigration centres and prevent the authorities from controlling the complaint process at immigration detention centres (Islamic Republic of Iran);

158.298* Establish a maximum term for the detention of immigrants, using it as a measure of last resort, and ensure that all asylum applications receive prompt and adequate treatment (Colombia);

1. 2024年6月に改正出入国管理及び難民認定法(入管法)が施行され、被収容者に対しては、社会一般の医療水準に照らして適切な医療上の措置を講じることを規定したほか、常勤医師の確保等の医療体制の強化を進めている。

さらに、被収容者に対しては、3か月ごとに医師による健康診断を受けさせることを義務づけるなど、収容施設における医療体制の更なる改善を図っている。

2. 収容の前提となる退去強制手続は、入国警備官の違反調査の後、入国審査官の審査、特別審理官の口頭審理及び法務大臣の異議申出に対する裁決の三審制という極めて慎重な手続を経ている。また、不服がある場合には、行政訴訟の提起等により事後的に司法審査を受けることができることとされている。

加えて、2024年6月に施行された改正入管法において、監理人による監理の下、逃亡等を防止しつつ、収容することなく退去強制手続を進める監理措置制度を創設した。

個別事案ごとに監理措置に付すか収容するかを適切に選択し、収容した場合でも、3か月ごとに収容の要否を見直し、収容判断の適正を確認する仕組みを導入している。

こうした事前・事後の仕組みにより、手続の適正性は十分に確保されており、事前の司法審査や収容期間の上限を設ける必要はないと考える。

3. 従前から、入管法の規定により、難民条約第33条1に定めるノン・ルフルマン原則を担保している。

また、入管法違反者のうち、一定の要件を満たす不法残留者について、身柄を収容しないまま簡易な手続で出国させることが可能とされている（出国命令制度）ところ、2024年6月に施行された改正入管法において、自発的な出国を更に促す観点から、出国命令の対象が拡大された。

さらに、収容に代わる監理措置制度を創設したことにより、送還されるまでの間、収容されずに社会内で生活することが可能となるなど、外国人の人権に配慮した退去強制手続としている。

4. 入管法の規定に基づき、入管収容施設の適正な運営に資するため、第三者機関として入国者収容所等視察委員会が設置されている。

同委員会は、被収容者からの意見等を直接把握することができ、運営に関して入国者収容所長等に必要な意見を述べるなど、独立した機関となっていることから、入管当局が各収容施設における苦情処理手続を不当に管理することはない。

また、同委員会の委員の任命は法務大臣が行っているが、選任方法が恣意的なものとならないよう、公私の団体からの推薦を得た上で、学識経験者や法曹関係者、医療関係者、NGO、国際機関関係者及び地域住民代表者など幅広い分野から委員を任命しており、専門性、第三者性は十分に担保されている。

収容施設における被収容者の苦情に関して、入管法の規定に基づき、被収容者は、不服とする措置や処遇に応じて、審査の申請、事実の申告及び苦情の申出を行うことができる。

審査の申請及び事実の申告については、直接入管庁長官に申請が可能であり、その結果に不服があれば法務大臣に対して再審査の申請や改めての申告を行うことができるほか、苦情の申出は、直接法務大臣に申し出ることもできる。

また、被収容者が不服を申し立てるに当たり、その内容を収容施設の職員に秘密にすることができるように、必要な措置を講じることとされているほか、これらの不服申立ての書面について、検査をしてはならないとされている。

これらの手続を適正かつ迅速に処理することにより、被収容者の権利利益の救済を図るとともに、人権に配慮した処遇に努めている。

5. 難民認定申請時に正規在留中の者は収容されることはなく、在留資格を持たない者が難民認定申請をした場合については、日本に上陸した日から6か月を経過した後の申請である場合、難民条約上の迫害を受けるおそれのある領域から直接日本に入国したものでない場合、退去強制令書が発付されている場合、逃亡のおそれがある場合等、一定の除外事由に該当する場合を除き、仮滞在許可がなされ収容されることはない。

難民認定審査の迅速化については、審査期間を短縮するため、入管庁においては、これまで累次にわたり審査体制の強化や効率化を図っており、これに加え、国籍別の主な申立て内容を踏まえたいわゆる出身国情報の収集、活用や、審査手法の見直しなどに取り組んでいる。

難民認定申請の適切な取扱いについて、難民条約上の「難民」ではないものの紛争避難民等、人道上、真に保護すべき者をより確実かつ早期に保護すべく、2023年12月から補完的保護対象者の認定制度が開始された。補完的保護対象者と認定されれば、制度的かつ安定的に保護、支援を行うことが可能となる。

2024年6月に施行された改正入管法では、重大な犯罪の前科がある者や3回目以降の難民等認定申請を行っている者については、送還停止効の例外として、難民等認定申請中であっても原則送還を行うことが可能となった。

しかし、3回目以降の申請であっても、難民等と認定すべき相当の理由がある資料を提出した者については送還の対象から除外しており、保護すべき事情があるという者については送還しない仕組みを担保している。

| | |
|---|---|
| Section 9: Human rights remedy system (人権救済システム) | |
| 158.112 Strengthen legislation to provide adequate remedies for violation of rights and ensure the participation of beneficiaries during such legislative review (Botswana); | 我が国においては、各種人権課題について、個別法に基づくきめ細かな権利救済を図る仕組みが構築されている。 |
| Section 10: Dialogue with civil society (市民社会との対話) | |
| 158.115 Continue dialogue with civil society, including non-governmental organizations, to further promote and protect human rights (Bulgaria); | 従来より、我が国は、人権諸条約の政府報告作成の際の意見交換会やパブリックコメントの実施、民間団体等が主催する意見交換会への参加及び民間団体等による現行施策に対する要望等の提出を始め、様々な機会を通じて市民社会と対話をを行う場を確保している。今後ともこうした対話を継続していく考えである。 |
| Section 11: Population issues and demographic transitions (人口問題と人口転換) | |
| 158.117 Address pressing population issues and demographic transitions, including a declining fertility rate, an ageing population and urbanization, through a human rights-based approach (Malaysia); | 我が国は、特に高齢化については、これまでも様々な国際会議の場でその問題や知識を共有してきた。我が国は、少子化、高齢化、都市化等の人口問題と人口動態の変化に関し、引き続き対策を共有するとともに、これらの問題に関する施策を実行すべく国際社会と協働していく。 |
| 158.118 Implement the commitment of the Nairobi Summit on the International Conference on Population and Development to apply a human rights-based approach to pressing population issues and demographic transition, including declining fertility, population ageing and urbanization, and collaborate with the international community to share experiences and accelerate policy implementation with a life-course approach (South Africa); | |
| 158.119 Implement the commitment made at the Nairobi Summit on the International Conference on Population and Development to apply a human rights-based approach to pressing population issues and demographic transitions, including declining fertility, population ageing and urbanization, and collaborate with the international community to share experiences and accelerate the implementation of policies with a life-cycle approach (Panama); | |
| Section 12: Efforts to combat trafficking in persons (人身取引対策) | |

158.121 Continue its efforts to combat trafficking in persons, including through close partnership and cooperation with countries, international organizations and civil society organizations (Thailand);

158.122* Increase resources and training for law enforcement authorities for combating trafficking in persons (Azerbaijan);

158.123* Strengthen measures aimed at combating trafficking in persons at the legislative and practical levels (Belarus);

158.124 Strengthen enforcement and prosecutorial mechanisms to combat the sexual exploitation and human trafficking of girls and women (Gambia);

158.125 Enhance measures to strengthen mechanisms to combat trafficking in persons, especially women and children (Pakistan);

158.126 Step up efforts and measures to combat trafficking in persons, especially with regard to women and children (Serbia);

158.127 Effectively combat trafficking in persons and sexual exploitation and hold perpetrators accountable (China);

158.128 Continue efforts to combat trafficking in persons, including its prevention, protection of victims and prosecution of perpetrators (Georgia);

158.129* Step up efforts to combat trafficking in persons and adopt specific legislation that criminalizes it through proper investigations that result in prosecution⁴ (Kenya);

1. 概観

我が国は、国際組織犯罪防止条約及び人身取引議定書を適切に国内実施するための真剣かつ継続的な努力を行っている。例えば、政府が一丸となり、被害者の適切な認知、保護、自国又は他国への安全な帰国支援等の支援について国内外の関係専門機関及び諸外国政府等との連携を強化して実施しているほか、政府職員及び市民に対する人身取引に関する啓発事業を毎年更新した上で取り組むなどしている。

2. 啓発活動

内閣府は、2004年度から毎年度、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載している。また、2021年度からは、需要者向けポスター及びリーフレットや被害者向けポスター及びリーフレットをそれぞれ作成し、同ポスターの鉄道駅構内等への掲示も行っている。性的搾取の需要側に重点を置いた啓発動画についても作成し、同ポスターとともにSNS等を活用した広報・啓発を行っている。

3. 人身取引対策のための法的・行政的措置

1) 関係省庁間の連携

我が国は、2014年12月に策定した「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を中心として、関係省庁が連携し、関係機関との協力体制を一層強化するなどして、人身取引の防止、取締り、事案の把握、被害者の確実な認知や適切な保護・支援、撲滅を含む各種取組を実施しており、毎年、関係省庁による人身取引対策の取組状況等をまとめた年次報告を決定・公表している。

2) 刑法等の改正

⁴ 勧告 158.129 の後段はフォローアップ対象外。.

158.130 Continue efforts to combat trafficking in persons, with measures to reduce impunity and to investigate cases of trafficking from a victim-centred approach (Peru);

158.131* Step up efforts to combat human trafficking, including efforts to bring perpetrators to justice and increasing the penalties for child trafficking⁵ (Cyprus);

158.132 Intensify efforts to address child trafficking and ensure perpetrators are held accountable (Ghana);

我が国は、2005年の刑法改正で、当時、国内法の罰則で処罰の対象となっていたなかった行為について罰則（人身売買罪等）を創設・整備したことにより、人身取引議定書の定義する人身取引に該当する行為を全て犯罪として規定している。

2014年6月の児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の改正を踏まえ、国外犯処罰規定の適用を含め、同法違反等により積極的かつ適正な取締りを徹底し、人身取引事犯の掘り起こしを図るとともに、同事犯の加害者に対する厳正な科刑の実現に努めている。

3) 職業安定法

職業安定法第63条第1号は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不當に拘束する手段によって、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者に対する刑罰を規定している。

4) 警察当局の取組

警察庁は、人身取引被害者の発見・保護を目的として、警察等に被害申告するよう10か国語版のリーフレットを作成・配布するとともに、国際空港のデジタルサイネージや警察庁ウェブサイトにも掲載している。

また、警察庁の委託を受けた民間団体が、人身取引事犯やそのおそれのある犯罪等に関する通報を国民から匿名で受け付け、事件検挙への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報事業」を実施している。

警察において人身取引被害者を認知した際には、女性相談支援センター等の関係機関と連携し適切な保護措置を講じている。また、被害者に対し、保護施策の周知及び在留資格等の法的手続に関する十分な説明を行うとともに、被害者の立場に十分配意した措置をとるなど、被害者の保護・支援を適切に行っている。さらに、警察に人

⁵ 勧告 158.131 の後段はフォローアップ対象外。

身取引被害者等から相談がなされた場合には、相談室等の心理的圧迫を受けない場所で聴取するよう努めるとともに、相談者が女性の場合には希望に応じて女性職員が、相談者が外国人の場合には可能な限り当該外国人の母国語を解する職員が、それぞれ対応している。そのほか、警察では、新たに採用された警察官等を対象に人身取引事犯対策についての研修を実施している。警察庁では、毎年、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議を開催し、在京大使館、関係行政機関、都道府県警察、国際機関、NGO 等と意見交換・情報交換を行っている。

5) 檢察当局の取組

最高検察庁では、2018年3月、全国の検察官に対し、児童福祉法を人身取引事犯に適用する際には、懲役刑を中心とした厳正な科刑が実現されるよう配慮されたい旨通知を行った。

検察庁では、人身取引被害者保護の流れを分かりやすく図示したパンフレットを犯罪被害者等から事情聴取をする際に手渡すなどしている。更に、検察官に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修及び全国の検察官が集まる各種会議等において、人身取引事犯に対して積極的に対応すべきことを周知するなどしている。

6) 入管庁の取組

入管庁では、人身取引被害者の立場に十分配慮し、被害者の希望などを踏まえ、在留期間の更新や在留資格の変更を許可しており、また、被害者が入管法違反の状態にある場合には在留特別許可を与えるなど、被害者の法的地位の安定化を図っている。また、空港などにおける警察庁作成リーフレットの配置に加え、多言語への自動翻訳に対応したウェブサイトに人身取引に関する情報提供・相談窓口などを掲載するなどの取組を実施している。今後とも人身取引の根絶を目指し、政府一丸となって取り組んでいく。

4. 法執行機関による連携

関係府省庁から成る「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」において、人身取引事犯への適用法令、具体的適用例等をまとめた「人身取引取締りマニュアル(2022年2月改定)」を作成し、捜査等に活用している。

関連部局が連携・協力して徹底的な取締りを行い、加害者に対する厳正な科刑の実現に努め、人身取引が潜在するおそれのある周辺事案に対しても、積極的に対応している。

5. 被害者保護

我が国政府は、人身取引事案の関係行政機関における対応等について、2011年に申し合わせた「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」に基づき、関係省庁において、被害者の保護に関する措置を適切に講じている。

関係行政機関の各種窓口において、相談者等が人身取引被害者又はそれに該当する可能性がある者と判断される場合には、同人を保護することを念頭に置き、当事者の意向も踏まえつつ、警察、地方出入国在留管理局、海上保安庁、女性相談支援センター及び児童相談所に必要に応じて速やかに通報又は連絡し、対応している。

6. 外国政府、国際機関、NGOとの協力

外国の関係行政機関、国際機関、NGO等とも協力して、人身取引の防止・撲滅や、被害者の適切な認知、保護、自国又は他国への安全な帰国支援の他、関係行政機関職員の意識の向上及び国民に対する啓発活動にも取り組んでいる。

Section 13: Protection of employees (被雇用者の保護)

158.134 Continue efforts to protect employees from abuses at workplaces (Sudan);

1. 第14次労働災害防止計画に基づき、計画策定後同計画に記載された事項について適切に実施しており、労働者の権利を保護する努力を着実に続けている。なお、同計画2年目の2024年における目標に対する実績は、2022年と比較して死亡者数は3. 6%減、死傷者数(休業4日以上)は2. 5%増となっている。また、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は63. 2%となっている。本年計画3年目においても同計画に基づき、同計画の目標達成に向けて一層の安全衛生対策の推進を図る。ま

| | |
|--|---|
| | <p>た、2025年5月に成立予定の改正労働安全衛生法により、ストレスチェック実施の義務化の範囲が全ての事業場に拡大される。</p> <p>2. 職場におけるハラスメントについては、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等を防止するために必要な雇用管理上の措置を講ずることを、事業主に義務づけ、履行確保の徹底を図ってきた。加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて、規範意識の醸成に国が取り組む旨を定めた規定や、 ・ カスタマーハラスメントの防止措置を事業主に義務づける規定など、 <p>ハラスメント対策の強化を盛り込んだ改正法が成立したところであり、今後、その施行に万全を期してまいりたい。</p> |
|--|---|

Section 14: Economic, social and cultural rights (経済的、社会的及び文化的権利)

158.136 Strengthen the promotion and protection of economic, social and cultural rights by developing effective measures following the ratification of the relevant International Covenant (Cameroon);

日本は、立法措置その他のすべての適当な方法により、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」において認められる権利の実現を達成するため、取り組んでいる。

Section 15: Sustainable Development Goals (SDGs) (持続可能な開発目標)

158.137 Continue to focus on the Sustainable Development Goals within its international commitments, especially those related to education, health, sanitation and poverty alleviation (Algeria);

158.140 Support the Sustainable Development Goals Promotion Headquarters in order to achieve these goals, including achieving universal health coverage and addressing climate change (United Arab Emirates);

158.162 Continue supporting the implementation of the Sustainable Development Goals at home and internationally (Sudan);

1. 日本政府は、2016年以降、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部の下、SDGsの達成に向けた中長期戦略としてのSDGs実施指針を策定し、2023年12月に改定した同指針に基づいて国内外でのSDGs推進に取り組んでいる。

2. SDGs推進本部では、政府の具体的な取組を加速させるため、上記のSDGs実施指針(2023年改定)において重点事項を定めている。SDGs実施指針では、「誰一人取り残さない」包摂社会の実現を重点事項としており、経済的社会的文化的権利の促進を目指している。また、各府省庁の取組及び予算案を取りまとめており、2024年度その総額は約7.2兆円にのぼった。

158.163 Continue to focus on the promotion of the Sustainable Development Goals in its international engagements, especially those related to economic, social and cultural rights (Malaysia);

158.164 Continue its strategy for the achievement of the Sustainable Development Goals (El Salvador);

3. また、日本は2025年、2021年以来4年ぶり3回目となるSDGsの進捗に関する自発的国家レビュー(VNR)を実施する。VNR報告書において、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現や気候変動問題への対応を含むSDGs達成に向けた日本の取組についても取り上げる予定であり、このフォローアップとレビューのプロセスを通じ、それらの取組を引き続き推進していく。

4. SDGs実施指針の下、関係府省庁一体となって、あらゆる分野のステークホルダーと連携し、SDGs達成に向けた国際社会の取組をリードしていく。

Section 16: Support for vulnerable groups (弱者のための支援)

158.138 Ensure effective implementation of national programmes to support all socially vulnerable segments of the population (Uzbekistan);

158.139 Take effective measures to address the impact of COVID-19 on poor and vulnerable groups (Azerbaijan);

158.261 Take measures to guarantee the minimum social protection of people living in poverty, persons with disabilities, single-parent families and their children, and older persons, taking into account the concerns expressed by the special procedure mandate holders (Bolivarian Republic of Venezuela);

1. 生活保護制度は、その利用し得る資産や能力その他あらゆるものを利用してもなお生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じた必要な保護を行うことにより、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度である。保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の8種類があり、それぞれ日常生活を送る上で必要となる食費や住居費、病気の治療費などについて、必要な限度で支給されている。

2. また、介護保険制度は、高齢者の尊厳の保持や、自立支援、重度化防止を理念としている。その上で、高齢者の介護を社会的に支える仕組みとして、高齢者が重度の要介護者となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、必要な方が必要なサービスを受けられる多様なサービスの整備を進めている。

3. さらに、障害のある方が自らの望む地域で生活し、社会参加ができるように支援するため、障害福祉サービスにおいて、居宅介護や短期入所、就労継続支援、共同生活援助など多様なサービスを提供している。

| | |
|---|---|
| | <p>4. ひとり親家庭については、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担い、様々な困難に直面し得るものであるため、子育てをながら自立できるよう、世帯の状況に応じ、経済的支援をはじめ、生活や子育て、就業などを多面的に支援している。</p> |
| Section 17: Sexual and reproductive health (性と生殖に関する健康) | <p>158.145 Ensure universal access to sexual and reproductive health and reproductive rights (Iceland);</p> <p>1. こども家庭庁では、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた性と健康の相談支援等を行う「性と健康の相談センター事業」の推進等により、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアを推進している。なお、「性と健康の相談センター事業」は全都道府県で実施されている。</p> <p>2. 文部科学省では、小学校・中学校・高等学校において、児童生徒の発達の段階に応じ、学習指導要領に基づく性に関する指導が着実に実施されるよう、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図るとともに、校内研修に活用できる研修動画や個別指導に関する参考資料を作成・周知している。</p> <p>3. 厚生労働省では、女性の健康に関する情報提供サイトを開設し、ライフステージごとの健康に関する情報や女性特有の疾患について普及啓発を進めているほか、職場における母性健康管理を推進している。</p> |
| Section 18: Response to public health emergencies (公衆衛生上の緊急事態への対応) | <p>158.146 Ensure that future responses to the COVID-19 pandemic or other public health emergencies do not discriminate against ethnic minorities or other marginalized groups (Malaysia);</p> <p>1. 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」では、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であるとされ、こうした社会を目指すに当たり、基本的人権の尊重の実現を一つの目標として掲げている。同計画では、例えば、同目標を実現するため、国民等への情報提供・共有に関する取組として、「偏見・差別等に関する啓発」を掲げている。</p> |

| | |
|--|---|
| | 2. 「新型インフルエンザ等対策政府計画」では、国は、国民等が必要な情報を入手できるよう、日本語能力が十分でない外国人への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行うこととしている。 |
| Section 19: Free primary and secondary education (初等中等教育の無償化) | |
| 158.149* Include in national law a provision guaranteeing at least 12 years of free primary and secondary education (Luxembourg); 158.150 Continue to pursue measures in the direction of providing free primary and secondary education (Mauritius); 158.152 Adopt legislation to ensure and expand free compulsory primary and secondary education for all children residing in Japan, including immigrants, accompanied by public policies on non-discrimination, inclusion and gender equality (Brazil); | 1. 外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。 2. また、2025年度については、高等学校等就学支援金制度 ⁶ で所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の高校生等を対象に基準額(11.88万円)を支給しており、所得制限の一部を事実上撤廃した。 |
| Section 20: Gender-based violence in schools (学校におけるジェンダーに基づく暴力) | |
| 158.153 Strengthen legal protection against all forms of violence, including gender-based violence, especially in schools (Burkina Faso); | 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号)及び同法に基づく基本指針等を踏まえ、教育職員等による児童生徒等への性暴力等の防止に向けた取組を徹底している。 |
| Section 21: The Ainu people and the people from Okinawa (アイヌ及び沖縄の人々) | |
| 158.155* Intensify current efforts to eliminate discrimination against the Ainu, Ryukyu and Okinawa communities in employment, education and access to services, and protect their rights to land and natural resources ⁷ (Peru); 158.156* Intensify efforts to eliminate discrimination against the Ainu people in employment, education and access to services and take measures to protect | 1. 日本国憲法の規定により、アイヌの人々を含む全ての日本国民は法の下に平等であることが保障されているとともに、日本国民としての権利が全て等しく保障されることから、市民的、経済的、社会的及び文化的権利における法制度上の差別は一切存在しない。法務省の人権擁護機関では、外国人やアイヌの人々を含むあらゆる人々の人権に関し、「人権週間」を始めとするあらゆる機会を通じて、各種人権啓発活動を行い、国民の理解を深めるよう努めている他、関係機関と連携して、人権相談に応じている。 |

⁶ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm

⁷ 勧告 158.155 の後段はフォローアップ対象外。.

their rights to land, natural resources, their culture and their language (Colombia);

2. アイヌの人々に関しては、2019年4月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立し、同年5月に施行され、アイヌの人々を「先住民族」として明記するとともに、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められた。また、我が国は、同法に基づき、福祉政策、文化振興、地域振興、産業振興、観光振興等の施策を総合的に推進するとともに、教育活動や2020年7月に開業した民族共生象徴空間(ウポポイ)を通じた広報活動などにより、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めている。
3. 沖縄に居住する日本国民も沖縄県出身の日本国民も等しく日本国民であり、日本国民としての権利を全て等しく保障されている。

Section 22: Minors' participation in their educational process (教育プロセスへの未成年の関与)

158.159 Acknowledge the ability of minors to actively participate in their educational process and to exercise their rights autonomously through the support of their fathers, mothers or legal guardians (Cuba);

教育については、憲法第26条において、全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有することとされており、同条の規定を受けた教育基本法第4条において、全て国民は、等しく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない旨規定されている。

Section 23: Gender perspective in climate change adaptation and disaster risk reduction (気候変動の適応及び防災へのジェンダー的視点の取り入れ)

158.160 Consider further measures to integrate a gender perspective into the framework for climate change adaptation and disaster risk reduction (Bhutan);

1. 気候変動影響評価報告書において、性別による気候変動影響の違いを含む最新の科学的知見を収集している。
2. 2020年5月に「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を作成し、自治体職員に対して、平常時から復旧・復興に至る災害対応の各段階において男女共同参画の視点に立った取組の実施を促している。また、防災基本計画や男女共同参画基本計画においても、防災・災害対応のあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れることの重要性を明記している。

Section 24: Business and human rights (ビジネスと人権)

158.166 Continue to implement the national action plan for the implementation of the United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights, to ensure that multinational corporations headquartered in Japan do not commit any human rights violations (Egypt);

158.167 Continue the commendable efforts related to human rights and business within the framework of the Japanese action plan approved in 2020 (Mauritania);

158.168 Continue its commendable efforts in the business and human rights sphere (Mongolia);

我が国は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持しており、同指導原則を着実に履行すべく、2020年10月に行動計画を策定した。また、2022年9月には、業種横断的なガイドラインである、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定した他、国際機関への支援を通じた日本企業進出先国における日本企業やそのサプライヤー等の責任ある企業行動の促進に努めるなど、取組を進めている。現在、2025年中の行動計画の改定を目指し、作業を進めている。

Section 25: Efforts toward recovery from the Great East Japan Earthquake

(東日本大震災からの復興に向けた取組)

158.141* Incorporate the human right to a clean, healthy and sustainable environment at the constitutional and legal levels⁸, and address the consequences of nuclear radiation on victims of natural and other disasters (Costa Rica);

158.171 Comply fully with international obligations, in particular the United Nations Convention on the Law of the Sea, including a comprehensive environmental impact assessment on the proposed Fukushima Daiichi discharge (Samoa);

158.178 Evaluate the impacts of the Fukushima Daiichi nuclear disaster on health, including the prevalence of cancer in children, and provide free, periodic and comprehensive health care to all persons exposed to radiation, especially women and children (Panama);

1. 日本政府は、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」などに基づき、引き続き必要な支援を行っている。

2. 福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出する等、福島県に対し財政的・技術的な支援を行っている。福島県では、この基金を活用して、全県民を対象に県民健康調査を実施し、外部被ばく実効線量や健康状態を把握するための健康診査等を行っている。特に、妊産婦については妊産婦に関する調査を、事故当時概ね18歳以下だった方については甲状腺超音波検査を実施している。

また、我が国においては、国民皆保険制度により、何人も医療サービスへのアクセスが保障されている。

3. 被災児童生徒への支援については、児童生徒の心のケアを目的としたスクールカウンセラーの配置に係る継続的な支援に努めるとともに、「いじめの防止等のための

⁸ 勧告 158.141 の前段はフォローアップ対象外。.

158.180 Continue to exert efforts and assistance to all evacuees affected by the Fukushima Daiichi nuclear disaster (Samoa);

158.299* Recognize the evacuees of the Fukushima disaster as internally displaced persons⁹ and ensure the protection of their human rights, including regarding housing, health, livelihood and education for children (Austria);

158.300 Undertake and provide further scientific evidence of the safety, health and rights of internally displaced persons before people return to the vicinity of the Fukushima nuclear plant without coercion or financial duress (Vanuatu).

「基本的な方針」等に基づいた対応がなされるよう、各都道府県教育委員会等に周知してきたところである。

4. 避難指示の解除に当たっては、「空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であること」、「日常生活に必須なインフラ、医療等の生活関連サービスが概ね復旧し、除染作業が十分に進捗すること」、「地元自治体や住民との十分な協議」が要件となっており、これらを満たした上で、原子力災害対策本部において解除をすることを決定することとなっている。

5. ALPS 処理水の海洋放出は、国際放射線防護委員会の勧告を踏まえて定められている、我が国の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく規制基準を厳格に遵守して行っており、関連する国際的な安全基準に合致し、また、人や環境に与える影響は無視できる程度である。そのため、海洋法に関する国際連合条約第1条1(4)に規定する生物資源及び海洋生物に対する害、人の健康に対する危険等の有害な結果をもたらし、又はもたらすおそれのある「海洋環境の汚染」に該当するものではない。

ALPS 処理水の海洋放出の安全性に関しては、国際原子力機関(IAEA)による5度のレビューを含む2年間の厳格な審査の後、IAEAは2023年7月の包括報告書において、ALPS 処理水の海洋放出並びにそれに関連する東京電力、原子力規制委員会及び日本政府の活動が、関連する国際的な安全基準に一致していると結論付けている。また、同包括報告書は ALPS 処理水の放出は、人や環境に与える影響は無視できる程度であるとしている。

2023年8月に ALPS 処理水の放出が開始されて以来、2025年4月時点で12回の ALPS 処理水の放出が完了した。ALPS 処理水の海洋放出は、国際的な安全基準を完全に遵守し、安全かつ計画通りに実施されている。IAEA が関与した日本による

⁹ 勧告 158.299 の前段はフォローアップ対象外。.

重層的なモニタリング活動はその安全性を確認しており、放出された水中のトリチウムを含む放射性核種のレベルは、規制基準をはるかに下回っている。

さらに、2023年10月、2024年4月及び12月に、IAEA の職員及び各国の国際専門家からなる IAEA タスクフォースの東京電力福島第一原子力発電所訪問を含め、海洋放出開始後に合計3回のレビューミッションを実施した。IAEA は、2024年1月、7月及び2025年3月に、それぞれのレビューミッションの結果について報告書を発表した。これらの報告書では、IAEA タスクフォースが ALPS 処理水の海洋放出に関する国際的な安全基準の要件に一致しないとなる点も確認しなかったこと、及び IAEA が2023年7月の包括報告書で概説した安全性レビューの基本的な結論を再確認できることが述べられている。

IAEA 及び国際専門家による継続的なレビューと重層的なモニタリングの結果は、引き続き透明性をもって国際社会に提供され、情報及び資料は日本政府の様々なウェブサイトから容易に入手可能である。日本は、国際社会の一層の理解を得るために努力を継続し、さらに、日本国内の関心を有する者だけでなく、アジア太平洋地域、そしてそれ以外の地域における様々な関係者とも関わっていく。

Section 26: Humanitarian and development assistance (人道・開発支援)

158.181 Continue to provide support and humanitarian and development assistance to the least developed and developing countries to contribute to the protection of human rights (Yemen);

日本はこれまで、人間の安全保障の理念の下、脆弱国・地域を含む途上国のニーズを踏まえ、二国間及び多国間双方のスキームを連携させながら、人道支援を含む開発協力を実施してきており、今後もかかる努力を継続していく。

Section 27: Women (女性)

158.182 Enact laws for the comprehensive definition of discrimination against women (Gambia);

158.183 Enhance legal provisions combating discrimination against women and girls (Cyprus);

158.184 Continue its efforts in establishing comprehensive policies to promote women's advancement in workplaces (Türkiye);

1. 第7章パラ1に記載のとおり、日本国憲法第14条は、すべて国民は法の下に平等であって、性別により差別されない旨を規定している。また、男女共同参画社会基本法は、「男女共同参画社会の形成は(中略)男女が性別による差別的取扱いを受けないこと(中略)を旨として行わなければならない。」(第3条)と規定している。「女子に対する差別」を第1条で定義している女子差別撤廃条約は、国内法としての効力を持っている。

158.185 Continue promoting government policies for the promotion of gender equality and the protection of sexual minorities (Cuba);

158.186 Continue efforts to advance gender equality and promotion of women's empowerment in political and economic spaces (Canada);

158.187* Continue its efforts to increase the proportion of women in the legislature, the executive and the judiciary, particularly in senior positions (Bulgaria);

158.188 Accelerate the implementation of policies to promote the increased participation of women, in particular in political and economic life, as set out in the Fifth Basic Plan for Gender Equality (Djibouti);

158.189 Increase efforts to eliminate all forms of discrimination against women and establish full gender equality (Gabon);

158.190 Continue its efforts for the promotion and protection of gender equality (Sri Lanka);

158.191 Continue implementing measures to eliminate discrimination against women and promote women's empowerment (Maldives);

158.192 Enhance efforts to increase women's participation in political and public life (Iraq);

158.193 Strengthen the implementation of measures towards achieving the goals on gender equality and women's empowerment set forth in its national plans (Lao People's Democratic Republic);

158.194 Take measures to increase women's representation in public sector decision-making positions (Lithuania);

男女共同参画社会基本法第3条において、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。」と規定しており、この基本理念にのっとり、ジェンダー平等に取り組んでいる。

2. 我が国は、男女共同参画社会基本法において規定されている、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、という基本理念にのっとり、2020年12月に第5次男女共同参画基本計画を策定し、政治、経済、行政などあらゆる分野における女性の参画拡大等に取り組んでおり、2024年には、男女共同参画会議において、第6次男女共同参画基本計画の策定に向けた検討を開始している。また、女性活躍・男女共同参画の重点方針を毎年作成するなど、継続的にジェンダー平等に取り組んでいる。

3. 我が國の人権擁護機関は、女性に対する偏見や差別を解消し、固定的性別役割分担意識を払拭することを目指して、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、全国各地で各種人権啓発活動を行っている。

4. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（「男女雇用機会均等法」）は、外国人労働者も含め、雇用の分野における性別を理由とした直接差別と間接差別の禁止や、女性労働者に対する妊娠・出産等を理由とした解雇その他不利益な取扱いの禁止を定め、都道府県労働局において違反した事業主に対する是正指導等を行っている。

158.195 Speed up the implementation of the 2020 Basic Plan for Gender Equality to improve women's participation in all fields, while securing their equal access to education, job positions and public office (Germany);

158.196 Strengthen efforts to further increase women's participation in all fields, including politics, the economy and public administration, according to the basic principles set forth under the Basic Act for Gender Equality (Greece);

158.197 Accelerate implementation of the Fifth Basic Plan for Gender Equality, including on women's participation in decision-making processes (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland);

158.199 Step up efforts to implement the Basic Plan for Gender Equality to ensure women's equal participation in public and political life (Bangladesh);

158.200 Continue strengthening its policies to further enhance and promote gender equality (Singapore);

158.201 Continue and strengthen its efforts to guarantee gender equality through the promotion of women's participation in different spheres (El Salvador);

158.203 Continue efforts to address discrimination between men and women in the field of employment and the gender pay gap (Brunei Darussalam);

158.204 Bridge the gender gap in employment and wages (Nigeria);

158.207 Ensure the effective implementation of the Fifth Basic Plan for Gender Equality and strengthen the legislative framework to promote women's empowerment and gender equality, in particular by addressing

5. 2015年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性の活躍促進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主に義務付けられた。

6. 「女性活躍推進法」に基づき、国・地方公共団体及び101人以上の民間事業主については、女性活躍に向けた行動計画の策定・公表と女性の活躍状況に関する情報公表が義務付けられている。

企業の女性活躍推進の取組に向けて、個別の企業に対するコンサルティングの実施、男女間賃金差異の簡易分析ツールの作成・活用促進や好事例の周知等を行っている。

7. 2022年7月からは、女性活躍推進法に基づき、国・地方公共団体及び常用労働者301人以上の民間企業に対して、男女の賃金の差異の把握・公表を義務付けている。2025年6月に成立した改正法により、2026年4月1日からは国・地方公共団体及び常用労働者数101人以上の民間企業に男女間賃金差異や女性管理職比率の情報公表が義務付けられる。

8. 政治分野においても「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が2018年に成立し、この法に基づき調査研究や情報収集、関係者への情報提供・働きかけを行っている。さらに、2021年6月の改正では、関係機関が適切な役割分担の下、それぞれ積極的に取り組むこと等が規定され、必要な環境整備に取り組んでいる。

9. 教育については、憲法第26条において、全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有することとされており、同条の規定を受けた教育基本法第4条において、全て国民は、等しく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は

| | |
|---|--|
| <p>unequal opportunities in the workplace and education, as well as in political participation (Estonia);</p> <p>158.213 Continue to take measures to increase the proportion of women who are enrolled in and complete higher education in the areas of science and technology (India);</p> <p>158.214 Strengthen efforts in the implementation of the right to work for women and in creating favourable working conditions for them (Indonesia);</p> <p>158.215 Boost anti-discrimination measures for improving the situation of women in the labour market and the low representation of women in elected bodies (Islamic Republic of Iran);</p> <p>158.216 Redouble efforts to ensure fundamental labour rights in accordance with international standards, particularly regarding working hours and workload, and equality of rights between men and women, including access to decision-making positions and remuneration (Paraguay);</p> | <p>門地によって、教育上差別されない旨規定されている。</p> |
| <p>158.205 Adopt measures in order to guarantee women's rights and access to fertility services and treatment (Chile);</p> | <p>1. こども家庭庁では、不妊症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、性と健康の相談センターを拠点として、不妊に関する相談支援を推進し、不妊症患者への支援の充実を図っている。また、不妊治療を実施する医療機関の情報¹⁰をホームページで公開している。</p> <p>2. 不妊治療については、これまで自由診療で実施され、具体的な診療内容や価格が様々だった。関係審議会における議論や、関係学会が作成した「診療ガイドライン」を</p> |

¹⁰ 都道府県別や治療内容等の条件を入れて検索することができ、届出されている診療報酬項目、配置人員、治療内容、治療実績、安全性に関するデータ等が確認できる。)

| | |
|--|---|
| | 踏まえ、中央社会保険医療協議会で議論が行われ、2022年4月から保険適用されている。 |
| 158.206 Make quality, modern contraceptives available, accessible and affordable to women of reproductive age through government subsidies and accelerate efforts to make emergency contraceptives available at pharmacies without a medical prescription (Kingdom of the Netherlands); 158.210* Ensure access to safe abortion for all women without requiring spousal consent and take further strides towards increasing women's political participation and empowerment in the workplace (Denmark); 158.212* Decriminalize abortion ¹¹ and amend the Maternal Protection Act to guarantee access to safe, timely and affordable abortion care without the requirement of spousal consent (Iceland); 158.218 Pursue the establishment of national mechanisms aimed at protecting vulnerable groups, in particular women, children and foreigners (Gabon); | 処方箋なしの緊急避妊薬の薬局での販売について、2023年度から試験的販売事業を実施しているところだが、本事業結果も踏まえ、緊急避妊薬が必要な方々に適切な形でアクセスが可能となるよう、迅速に対応していく。 母体保護法の人工妊娠中絶は、原則、配偶者の同意を必要としているが、 <ul style="list-style-type: none">・配偶者が知れないときや意思を表示することができないとき・妊娠後に配偶者が亡くなったとき は本人同意だけで足りるとしている。また、2021年3月には、「配偶者からDV被害を受けているなど、婚姻関係が実質破綻しており、人工妊娠中絶について配偶者の同意を得ることが困難な場合」は、「本人の同意だけで足りる場合」に該当するという解釈を明確化し、関係機関に周知を図っている。 1. 我が国では、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画の視点に立ち、多様な困難を抱える全ての女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進めている。 2. 児童相談所において、児童虐待を含む養護相談など、こどもに関する家庭等からの相談に応じるとともに、児童虐待のおそれがある場合等には一時保護等必要な支援を実施している。 3. 法務省の人権擁護機関では、法務局職員や人権擁護委員が、女性やこども、外国人に関する人権問題を含む人権相談を受け付けている。電話による人権相談に加え、インターネットやチャット形式での人権相談も受け付けている。 |

¹¹ 勧告 158.212 の前段はフォローアップ対象外。.

| | |
|---|--|
| | <p>このほか、全国の小・中学校に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、手紙による相談に応じるなど、様々な手段を用意して、子どもたちが相談しやすい体制をとっている。</p> <p>さらに、日本語を自由に話すことの困難な外国人のために、「外国語人権相談ダイヤル」や「外国人のための人権相談所」も開設している。</p> <p>人権相談を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、所要の調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。</p> |
| <p>158.219 Continue its good efforts to address violence against women and children (Kazakhstan);</p> <p>158.220 Continue efforts to prevent, combat and monitor all forms of violence and abuse against women and children (Lithuania);</p> <p>158.224 Enhance further efforts to combat gender-based violence and all forms of discrimination, including those directed against migrants, women and minorities, by enacting relevant laws, among other measures (Philippines);</p> <p>158.225* Guarantee that all the human rights of all women are protected, including through equal representation in political and public life and the criminalization of domestic violence, marital rape and incest¹² (Costa Rica);</p> <p>158.226 Continue efforts to protect women and children from all forms of violence (Bhutan);</p> <p>158.227* Take further measures to criminalize marital rape¹³ and to prevent domestic violence against women, including through awareness-raising campaigns (Israel);</p> | <p>1. 女性に対する暴力の背景には、ジェンダーに関する固定観念があり、我が国では、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画基本計画を策定し、固定的役割分担意識の解消や無意識の偏見の問題に取り組むと共に、女性に対する暴力をなくすための教育や啓発活動を進めている。</p> <p>2. 女性・児童に対する暴力(家庭内の暴力(DV)、児童に対する性的虐待を含む。)は、殺人罪、傷害罪、暴行罪、不同意性交等罪、不同意わいせつ罪等による刑事处罚の対象とされており、事案に応じて適切な処分が行われている。</p> <p>3. 内閣府は、毎年11月12日から同月25日(国連が定めた「女性に対する暴力撤廃の国際デー」)までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。また、被害を受けている外国人が救済及び保護の迅速な手段にアクセスできるよう、外国人被害者向け広報資料を作成し関係機関に配布する他、ホームページにDV被害者支援に役立つ情報を、外国語版(8言語)を含め掲載している。地方公共団体に設置されている配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応状況についても公表しているほか、相談件数等の調査を実施している。2020年4月に「DV相談プラス」を開設し、10言語の外国語に対応したチャット</p> |

¹² 勧告 158.225 の後段はフォローアップ対象外。.

¹³ 勧告 158.227 の後段はフォローアップ対象外。

相談も行っている。加えて、性暴力に関するSNS相談を実施し、10言語の外国語相談を受け付けている。

4. 内閣府では、レイピドラッグの問題やSNS利用に起因する性被害、痴漢等について、第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)に基づき、入学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期である4月を、「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開している。

5. 法務省では、女性及び児童に対する暴力被害者支援・保護に関する各種取組の一環として、全国の法務局において、法務局職員及び人権擁護委員が、相談電話(みんなの人権110番、こどもの人権110番)や、全国の小・中学生に配布した郵送料無料の便箋兼封筒(こどもの人権SOSミニレター)を通じて、人権相談に引き続き積極的に応じている。

6. 日本司法支援センター(法テラス)において、総合法律支援法に基づき、DV、ストーカー、児童虐待の被害者(被害を受けるおそれのある方を含む。)に対して、被害の防止に関する必要な法律相談を提供している。また、犯罪被害者支援ダイヤルや地方事務所において、犯罪被害者支援に関する法制度や相談窓口に関する情報提供及び犯罪被害者支援の知識や経験を有する弁護士の紹介を行っている。

7. 警察では、ストーカー事案・DV事案等に対して、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法、配偶者暴力防止法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等、組織的な対応を推進している他、「ストーカー総合対策」、「第5次男女共同参画基本計画」等に基づき、関係機関・団体と連携した取組を推進している。なお、2021年にストーカー規制法を改正し、規制対象行為を拡大する等の措置を講じた。

| | |
|---|---|
| | <p>8. 入管庁では、DV被害者である外国人を認知した場合には、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとすることとしているほか、DVに起因して入管法違反となっている被害者について、十分な配慮の下、事案に応じ、人道的な措置を講じている。</p> |
| Section 28: Children (児童) | |
| <p>158.228 Adopt a comprehensive law on children's rights and take steps to fully harmonize its legislation with the Convention on the Rights of the Child (Poland);</p> <p>158.229 Ensure the adoption of laws on the rights of children, in accordance with the Convention of the Rights of the Child (Afghanistan);</p> <p>158.230 Take further steps to better protect children, privacy and personal rights in cyberspace (Türkiye);</p> | <p>こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が2022年6月に成立し、2023年4月に施行された。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。</p> <p>1. サイバー空間におけるこどもの保護について、2024年9月にこども政策推進会議において決定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第6次)」に基づき、関係省庁において、青少年のインターネット環境の整備に係る取組を推進している。</p> <p>2. 個人情報保護委員会では、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、インターネットへ流出等した事案を含め個人データ等の漏えい等事案の報告を受け、各事案について効果的かつ効率的に発生原因、再発防止策等の調査・分析を行い、同種の事態が起きないよう機動的に必要な指導・助言、勧告等の監視・監督権限を行使している。</p> <p>3. 総務省では、こどもたちが安心・安全にインターネットを利用するための取組として、安心・安全なインターネット利用に関する啓発を目的とした Web サイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～17」を2021年に開設した。未就学児・未就学児の保護者、青少年、保護者・教職員、シニアに向けたコンテン</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>ツを掲載し、各世代に応じた内容としている。また、「SNS等の誹謗中傷」、「インターネット上の海賊版対策」、「偽・誤情報」といった「旬」のトピックも特集として掲載し、リテラシー向上に取り組んでいる。</p> <p>4. 全国の法務局では、インターネット上の人権侵害の疑いがある情報について、相談を受けた場合には、被害者の意向に応じて、プロバイダ等への削除依頼の方法を助言しているほか、当該情報の違法性の調査を行っている。その結果、名誉毀損やプライバシー侵害に該当するなど違法性が認められた場合には、当該情報の削除をプロバイダ等に要請するなどしている。</p> |
| <p>158.231 Review and strengthen the current national legislation regarding the situation of children deprived of a family environment, considering the introduction of mandatory judicial oversight to determine the family separation of the child from the family, thus guaranteeing children's full enjoyment of their rights (Uruguay);</p> <p>158.233 Step up the efforts of its Subcommittee on Family Law to update national legislation on caring for minors following the divorce of their parents (Cuba);</p> <p>158.242 Amend the legislation to recognize joint custody of parents and ensure that in the event of divorce, both parents can continue to have contact with their children (Spain);</p> | <p>1. 我が国は、ハーグ事案を含めた子の連れ去り問題について、適切に対応している。</p> <p>2019年の民事執行法改正では、不当な子の連れ去りへの救済手段として、子の返還の直接的な強制執行のルールが整備された。</p> <p>また、2024年の民法改正法は、離婚後共同親権制度を導入するとともに、父母双方が親権者である場合における親権行使のルールや親権者を定める裁判手続を整理している。</p> <p>こうした法改正は、「子の連れ去り」の問題の更なる改善に資するものである。</p> <p>2. 2024年5月の民法改正により父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権に関する規定を見直した。これにより、離婚した際に父母双方を親権者と指定することができるようになった。</p> <p>3. 親子交流については、子の利益を最も優先して考慮して定められるべきであるとしており(民法第766条)、改正法では、安全・安心な親子交流を適切に実現するための制度の見直しをした。</p> |
| <p>158.232 Continue to step up measures to prevent suicide, especially among young people (Angola);</p> | <p>1. 我が国では、2006年に「自殺対策基本法」が成立し、これにより、個人の問題として認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」として認識されるようになった。さ</p> |

| | |
|--|---|
| <p>158.239 Take the necessary mental health measures to combat suicide among adults and children (Paraguay);</p> | <p>さらに、その翌年には、政府が推進すべき自殺対策の指針として、「自殺総合対策大綱」を策定し、これらにもとづき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策を総合的に推進している。</p> <p>2. 小中高生の自殺者数が増加していることを踏まえ、2023年から、こども政策担当大臣を議長とする「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」を開催し、同年6月にこどもの自殺対策の強化に関する関係府省庁の施策を「こどもの自殺対策緊急強化プラン」として取りまとめ、関係府省庁一丸となってこどもの自殺対策を推進している。</p> |
| <p>158.234 Continue to work on the elimination of all forms of violence against children (Georgia);</p> <p>158.235* Take further steps to combat sexual and criminal exploitation of children (Israel);</p> <p>158.237 Continue efforts to conduct awareness-raising activities to combat the stigmatization of child victims of sexual exploitation and abuse (Kenya);</p> <p>158.238* Strengthen legislation to combat the sexual and criminal exploitation of children (Malaysia);</p> <p>158.240 Enforce effectively the Basic Plan on Measures against Child Sexual Exploitation of 2022 in order to combat child pornography and other forms of sexual exploitation and abuse, including those committed in the digital sphere (Philippines);</p> <p>158.241 Prohibit fully all corporal punishment and strengthen measures to eliminate that practice in all settings (Poland);</p> | <p>1. 法務省の人権擁護機関では、全国の法務局に開設した通話料無料の専用相談電話や全国の小・中学生に配布した郵送料無料の便箋兼封筒を通じて、人権相談に引き続き積極的に応じている。また、児童相談所において、虐待を含む養護相談や非行相談など子どもに関する家庭等からの相談に応じ、性的虐待を含む保護者から子どもへの暴力が疑われる場合に一時保護等必要な支援を実施している。</p> <p>2. 2022年12月に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(2023年12月26日改定、2024年12月23日再改定 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)を策定し、児童相談所等の体制強化を含めた児童虐待防止対策の強化に取り組んでいる。</p> <p>3. 児童に対する暴力(DV、性的虐待を含む)は、殺人罪、傷害罪、暴行罪、不同意性交等罪、不同意わいせつ罪等による刑事処罰の対象とされており、事案に応じて適切な処分が行われている。また、DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対して、被害の防止に関して必要な法律相談を提供している。</p> <p>4. 児童の性的搾取への対処について、2022年5月に犯罪対策閣僚会議において策定した「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)202</p> |

2」に基づき、関係府省庁において、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策、取締り、被害児童の保護等の各種施策を総合的に推進している。

また、2024年6月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(こども性暴力防止法)」について、関係府省庁と連携しながら、その施行に向けた準備を進めている。

5. 犯罪被害に遭った少年への支援について、警察では、警察本部に設置された少年サポートセンター等に所属する少年補導職員等を中心としてカウンセリング等を継続的に行っている。また、捜査機関においては、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づいて、適切に対処している。さらに、児童ポルノ事犯等の悪質な児童の性的搾取事犯に対する取締りを強化している。

6. 2020年に施行された親権者等による体罰を禁止する法改正を踏まえ、体罰等によらない子育ての国民向け広報啓発を実施している。教育の場においては、生徒指導担当者向けの会議等において、教職員による児童生徒への体罰は学校教育法第11条で禁止されている旨などを周知している。運動部活動においては、ガイドラインを策定し、毎年度、教育委員会等に対する通知や、教育委員会の担当者が集まる会議において、体罰・ハラスメントの根絶に向けた取組を要請し、学校の体育活動に関わる全ての指導者に対しその徹底を求めている。文化部活動においても、ガイドラインを策定し、教育委員会を通して通知することにより、校長及び文化部活動の指導者に対して体罰・ハラスメントの根絶を徹底するよう求めている。

7. 民法における懲戒権に関する規定(民法第822条)が児童虐待を正当化する口実になっているという指摘がなされてきたことを踏まえ、2022年12月に「民法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第102号)が成立し、民法について親権者による懲戒権の規定を削除するとともに、体罰等の子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁じる改正がなされた。

| | |
|--|--|
| 158.236 Continue to strengthen efforts to implement the 1980 Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction (Italy); | 我が国は、引き続き各締約国との協力を通じて適切にハーグ条約を運用している。2020年4月、子の返還の強制執行手続をより実効的なものとする目的として、ハーグ条約実施法改正法が施行され、裁判所による代替執行を行った事案の返還実現率は向上した。 |
| 158.243 Bring the juvenile justice system into full compliance with the Convention on the Rights of the Child and other applicable standards (Chad); | <p>1. 我が国は、児童の権利条約の趣旨に照らし、子どもの利益を確保するという観点から必要な対策を講じており、2014年6月に新少年院法及び少年鑑別所法を制定し、少年院における矯正教育の基本的制度の法定化及び社会復帰支援の実施並びに少年鑑別所の機能強化等による再非行防止に向けた取組の充実とともに、少年の権利義務関係・職員の権限の明確化、保健衛生・医療の充実等による適切な処遇の実施等を通じて、少年院・少年鑑別所の機能を十分に発揮できるような法的基盤を整備した。</p> <p>2. 我が国の少年法は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して教育及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的としており、児童の権利条約の趣旨に沿ったものとなっている。</p> |
| Section 29: Persons with disabilities (障害者) | |
| 158.245 Take all necessary measures for the entry into force of the amended law to eliminate discrimination against persons with disabilities (2021) and continue efforts to ensure that this group has access to all areas of political and economic life (Libya); | 1. 我が国は、障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法において、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを規定している。また、同基本法の各基本原則にのっとり、当該理念の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施することとしており、障害者基本計画(第5次)(2023年閣議決定)に基づき、政府全体で各種取組を行っている。 |
| 158.256 Continue the progress achieved in the promotion and protection of the rights of children, women and persons with disabilities through the respective implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities, ratified in 2014, and the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction, ratified in 2014, and through intensifying campaigns for the elimination of violence against women (Cameroon); | さらに、障害のある方に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け、総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする推進本部を立ち上げ、2024年12月に、人権擁護に係る取組の強化等を盛り込んだ「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」を取りまとめた。 |

158.259 Continue efforts to promote and protect the rights of vulnerable groups, including persons with disabilities (Lao People's Democratic Republic);

158.262 Harmonize national legislation and policies with the Convention on the Rights of Persons with Disabilities and set up a comprehensive strategy for the inclusion of children with disabilities (Poland);

158.263 Make more efforts to eliminate prejudice and discrimination on the basis of disability (Qatar);

158.264 Continue strengthening its policies on disability issues (Singapore);

2. 我が国では、2016年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」に基づき、各行政機関や事業者において、適切な対応を進め、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供をはじめとする障害を理由とする差別の解消に向けた取組を行っている。また、2024年4月には、事業者による合理的配慮の提供を義務化するなどした改正法を施行した。事業者や地方公共団体の職員等を対象とした説明会を開催している。加えて、障害者差別に関する相談体制を強化するため、障害者差別に関するワンストップ窓口として「つなぐ窓口」を設置している。

3. 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条に基づき策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」において、障害者の人権を人権課題の一つとして、障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための人権啓発活動を充実・強化することを明記している。

さらに、法務省の人権擁護機関は、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を人権啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施している。

4. 内閣府では、障害や障害のある人に対する国民の关心・理解を深め、障害のある人の社会参加意識の高揚を図るために、障害者基本法で毎年12月3日から9日までを「障害者週間」と定め、前後の期間を含め、全国で官民が多彩な行事を集中的に行うなど、積極的な啓発・広報活動を実施している。

5. こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」(令和5年12月22日閣議決定)の「第3 こども施策に関する重要事項」「1 ライフステージを通した重要事項」「(5)障害児支援・医療的ケア児等への支援」において、「障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包

| | |
|--|---|
| | 容(インクルージョン)を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。」と定め、必要な取組を推進している。 |
| 158.246 Continue to support projects related to the promotion of community life for persons with disabilities, especially those with mental disabilities (United Arab Emirates); 158.247 Ensure adequate social support for vulnerable populations, including persons with disabilities and older persons (Belarus); 158.252 Continue its efforts to provide comprehensive support to persons with disabilities in their daily life and in society, providing them with appropriate assistance in various forms (Turkmenistan); 158.254 Take concrete measures aimed at fully and systematically supporting the autonomy of persons with disabilities and their participation in the life of society (Burundi); | 1. 障害者の社会参加については、障害者総合支援法に基づき、障害者に対する移動の支援、車椅子や義足といった福祉用具の給付、手話通訳者の派遣、活動場所の提供など、障害者の社会参加を促進する様々な支援を実施している。 2. 障害者雇用については、障害者雇用促進法において、雇用における障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供の義務及びそれに関する紛争解決手続について定めている。具体的には、障害者の雇用義務制度を設けることにより、ハローワークが中心となって、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター等関係機関と連携し、障害者と事業主双方に対し、就職準備段階から職場定着支援まで一貫した支援を実施することを通じて、民間企業における障害者雇用の取組を推進している。2024年6月1日時点における雇用障害者数は約68万人であり、21年連続で過去最高を更新している。 |
| 158.248 Strengthen partnerships with stakeholders in undertaking anti-discrimination awareness campaigns targeting both the public and people living with disabilities (Botswana); | 1. 内閣府では、毎年12月3日から9日の「障害者週間」にあわせて、全国の自治体と連携し、「心の輪を広げる障害者理解促進事業」を実施している。 2. 法務省の人権擁護機関では、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、全国の法務局・地方法務局において、社会福祉協議会などと連携し、車椅子体験、パラリンピアンによる講話、障害者スポーツ体験等と、障害のある人の人権や「心のバリアフリー」に関する人権擁護委員による人権教室などを組み合わせた人権啓発活動を全国各地で実施している。 3. 文部科学省では、障害のある子供と障害のない子供が触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」を各学校等で推進するためのガイドにおける自治体の取組事例 |

| | |
|--|---|
| | <p>の掲載や、各自治体における優れた実践事例を動画により紹介するほか、「心のバリアフリーノート」の公表等の取組を通じて障害者理解教育の促進を図っている。</p> |
| <p>158.249 Ensure that persons with disabilities continue to enjoy the same privileges in schools as well as the workplace (Brunei Darussalam);</p> <p>158.250 Promote further the inclusive education of children with disabilities by upgrading its education legislation, policies and administrative arrangements (Bulgaria);</p> <p>158.251 Recognize inclusive education within the framework of its national education policy, its legislation and its administrative provisions, guaranteeing access to ordinary schools for children with disabilities, eliminating segregated education and the obstacles that may exist in higher education for persons with disabilities (Argentina);</p> <p>158.253 Take all necessary measures and allocate additional resources for ensuring quality education to children, in particular girls and children with disabilities (India);</p> <p>158.255 Adopt further measures to ensure the full enjoyment of the rights of persons with disabilities, particularly in education and access to services (Israel);</p> <p>158.260 Continue efforts to reform and develop the education sector to include all segments of society, including persons with disabilities (Libya);</p> | <p>1. 勧告 158.245(パラ 1 及び 2)へのコメントを参照願います。</p> <p>2. 教育においては、障害者の教育へのアクセスを確保し、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備を行うとともに、障害者基本法等の関連法令の理念に基づいた各種施策を講じている。高等教育に関しては、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催し、障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方などについてとりまとめ、大学等に周知するとともに、障害のある学生の受入れに際しての環境整備や大学等と関係機関の連携を支援するために必要な施策を実施している。さらに、学校卒業後も生涯にわたって学び続けられる環境の整備に取り組んでいる。</p> <p>3. 2023年3月に閣議決定された障害者基本計画(第5次)において、共生社会の実現に向け、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上と心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報・啓発活動等に努めることとしている。</p> <p>また、障害のある方に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け、教育・啓発等を含めて取組を強化するため、2024年12月に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」を取りまとめた。</p> |
| <p>158.257 Continue ongoing efforts to safeguard the provision of human rights towards people with psychosocial disabilities (Greece);</p> | <p>1. 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、多様なサービスが包括的に確保されたシステムを構築するため、入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業などの自治体の取組を、財政措置等により支援してきた。2022年精神保健福祉法改正により、精神保健に関する市町村等の相談支援体</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>制の拡充、精神科病院に入院する患者への訪問相談支援の創設、入院医療を必要最小限にする取組の充実等を図っている。</p> <p>2. 医療面では、精神疾患に対する継続的な治療を自立支援医療(精神通院医療)と位置付け、その医療費の一部又は全部を公費で負担し、精神障害者のための医療・リハビリテーション医療の充実を図っている。また、精神障害者の障害の特性その他心身の状態に応じた良質かつ適切な医療の提供を確保するため、指針を策定し、精神障害者に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性を定めている。</p> |
| 158.258 Take effective steps to combat abuse of persons with disabilities, especially for the reported cases of sexual abuse of women with disabilities (Islamic Republic of Iran); | <p>1. 厚生労働省では、性的虐待も含めた障害者虐待に係る相談・通報件数及び判断件数について自治体に調査し、その結果を踏まえ、障害者虐待の未然防止や再発防止に向けて有効と思われる取組の視点や留意点を取りまとめた報告書を作成している。</p> <p>2. 関係府省庁連携の下、「女性に対する暴力をなくす運動」等の広報・啓発を行うとともに、被害の潜在化防止のため、年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、相談につながりやすい体制整備や研修の充実等を実施している。</p> |
| Section 30: Sexual orientation and gender identity (性的指向とジェンダーイデンティティ) | |
| 158.275 Prevent discrimination against members of the LGBTQI community (Germany); | <p>1. 2023年6月に施行された「性的指向及びジェンダーイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)」に基づき、性的指向及びジェンダーイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進している。</p> <p>我が国は、性的指向やジェンダーイデンティティを理由とする偏見や差別の解消を目指して、人権啓発冊子・リーフレット、人権啓発ビデオやスポット映像を作成し、インターネットを通じて配信しているほか、シンポジウムや研修会等、各種人権啓発活動を実施している。</p> |
| 158.283* Ensure that enforcement mechanisms against discrimination, harassment and hate speech are strengthened to allow women, LGBTQI persons and minorities full and equal participation in society and politics, including access to effective remedy (Norway); | <p>2. 人権相談を通じて人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、人権侵犯事</p> |

件として速やかに調査し、事案に応じた適切な措置を講じている。例えば、法律的なアドバイス等をする「援助」や当事者間の話し合いを仲介等する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求めるための「説示」、「勧告」、実効的な対応をし得る者に対して行う「要請」等の措置がある。

3. 厚生労働省では、公正な採用選考に関する啓発活動として、事業主向けの啓発パンフレットに「性的マイノリティなど特定の人を排除しない」と記載し、HP上に公表しているほか、事業主向けの研修会にて説明を行っている。また、男女雇用機会均等法第11条に基づく職場におけるセクシュアルハラスメント防止措置について、被害を受けた者の性的指向・性自認にかかわらず防止措置の対象となる旨指針に明記している。また、労働施策総合推進法第30条の2に基づくパワーハラスメント防止措置について、性的指向・性自認に関する侮辱的な発言やアウティングがパワーハラスメントに該当し得る旨指針に明記しており、これらについてパンフレット等で周知啓発している。

4. 民間企業における性的指向及びジェンダー・アイデンティティに基づく差別の撤廃のための努力の促進について、職場における性的指向・ジェンダー・アイデンティティに関する正しい理解を促進するため、性的指向・ジェンダー・アイデンティティに関する企業の取組事例等に関する報告書等を作成・公表した。

5. 学校における人権教育は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、推進している。また、文部科学省は、性的マイノリティの児童生徒が悩みや不安を抱え、自己否定に陥らないよう、性的マイノリティの児童生徒に対する学校における支援体制の構築や教職員の理解啓発及び教育相談体制の充実に努めている。また、社会教育については、社会教育の指導者として中心的な役割を担う社会教育主事の養成講習等において、性的指向・ジェンダ

| | | |
|--|---|--|
| | <p>－アイデンティティを含む人権課題に関するプログラムを実施し、人権教育の着実な推進を図っている。</p> <p>6. 医療、福祉については、LGBT等の人々も含め、医療、介護、障害福祉等のサービスを必要とする人々が必要なサービスを確実に受けることができるよう、自治体向けの全国会議や研修を通じて周知を行った。</p> | |
| Section 31: Migrants, refugees, foreigners and minorities (移民、難民、外国人、少数者) | <p>158.151 Better address societal discrimination against migrants and ensure their equal access to housing, education, health care and employment opportunities, without discrimination (Viet Nam);</p> <p>158.265 Continue to implement the policy of effective social integration of minorities already recognized by the Constitution of Japan (Burundi);</p> <p>158.286 Promote the rights of minorities, migrants and refugees (Cameroon);</p> <p>158.287 Continue to strengthen policies for the protection of refugees and migrants (Egypt);</p> <p>158.289 Continue efforts to eliminate all forms of discrimination against minorities, foreigners and migrant workers (Nepal);</p> <p>158.290 Continue efforts to ensure the right to education for children of migrants, refugees and asylum-seekers (Indonesia);</p> <p>158.293 Enhance efforts to assure decent working and living conditions for foreign workers and intern trainees by taking measures and working with sending authorities to provide full protection and support for them (Thailand);</p> <p>158.294 Take further measures for the protection of migrant workers and ensure oversight of the technical intern training programme (Sri Lanka);</p> | <p>1. 第7章パラ1のコメントを参照願います。</p> <p>2. 法務省の人権擁護機関では、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施している。また、外国人からの人権相談に応じるため、外国語人権相談ダイヤルや外国語インターネット人権相談受付窓口(いずれも 10 か国語対応)等を設置している。法務省の人権擁護機関が人権相談を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、速やかに調査し事案に応じた適切な措置を講じている。</p> <p>3. 教育</p> <p>憲法第26条において、全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有することとされており、同条の規定を受けた教育基本法第4条において、全て国民は、等しく、その能力に応じた教育 を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない旨規定されている。</p> <p>外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合は、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。</p> <p>4. 医療</p> |

158.295 Strengthen the protection of migrant workers and members of their families, through awareness-raising and educational actions on the guidelines on the management of the employment of foreigners (Burkina Faso);

158.297 Strengthen and safeguard the economic and social rights of migrants and refugees (Pakistan);

我が国においては、国民皆保険制度により、何人も医療サービスへのアクセスが保障されている。

5. 雇用

1) 概観

外国人労働者の待遇について、労働基準監督機関では、外国人労働者を含めて適正な労働条件の確保について、重点的に取り組んでおり、労働基準関係法令違反等が認められる場合には、その是正を指導しているところである。また、移住労働者の虐待が疑われる場合、刑事事件として取り扱われるべきものがあれば、捜査当局において、法と証拠に基づいて、適切に対処している。更に、労働搾取による人身取引事犯について、警察では、労働基準監督署、入管庁等と連携し、労働関係法令等を適用して取締りを徹底している。

労働基準法の規定に加え、移住労働者及びその家族を含む外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が講ずべき必要な措置として「外国人雇用管理指針」を定め、事業所訪問指導等の際に事業主に対して継続的に指導及び周知を行っている。

外国人からなされた就労資格に係る在留諸申請において、一般的に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることといった要件を的確に確認し、適切な審査を実施した。

2) 技能実習制度

技能実習制度においては、2017年から施行した外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下、「技能実習法」)に基づき、監理団体の許可制や技能実習計画の認定期の導入、旅券等の保管や私生活の制限などの技能実習生への人権侵害の禁止規定や、人権侵害を行った監理団体及び実習実施者への罰則規定を整備している。

また、同制度では、外国人技能実習機構(OTIT)において、監理団体及び実習実施者に対して定期的に実地検査を行い、技能実習法上の問題を認めた場合は、政府が行政処分も含め厳正に対処している。これらに加え、OTITにおいては、技能実習生に対する母国語相談窓口の設置や実習先変更支援、二国間取決め等により、技能実習生の保護を強化し、技能実習制度の適正化を図っている。また、当該規定や支援については、入国時に技能実習生全員に配布する冊子により周知しているほか、入国後講習の際に説明することとなっている。

加えて、技能実習制度においては「やむを得ない事情」がある場合に転籍が認められているところ、2024年11月には、監理団体・実習実施者が講ずべき必要な措置を記載した「技能実習制度運用要領」を改正し、「やむを得ない事情」の範囲の明確化やその手続の柔軟化の措置を講じた。

さらに、現行の技能実習制度を発展的に解消し、新たに人材育成と人材確保を目的とした育成就労制度の創設を目的とする入管法等の一部改正法(令和6年法律第60号)が、2024年6月に公布された。育成就労制度は、未熟練労働者を受け入れて3年間の就労を通じた育成期間で人手不足分野における特定技能1号への移行に向けた人材育成を目指す制度であり、

- ・本人意向の転籍を一定の要件の下で認めること
 - ・受入機関に対する監理支援事業を行う監理支援機関の許可基準を厳格化すること
 - ・外国人技能実習機構を改組して外国人育成就労機構を設け、受入機関や監理支援機関に対する監督指導、外国人に対する支援保護機能を強化すること
- などの措置を講じることにより、外国人の権利保護を図ることとしている。

育成就労制度は2027年4月に運用開始する予定であり、政府にて必要な準備を進めている。

3) 特定技能制度

特定技能制度においては、特定技能基準省令で特定技能外国人の労働条件に関する基準を定めているほか、「特定技能」に係る上陸基準省令の規定により、特定技能外国人

のみならず、その配偶者や直系若しくは同居の親族その他特定技能外国人と社会生活において密接な関係を有する者が保証金及び違約金契約を締結されることを禁じており、これらの内容については、特定技能外国人に対する支援として、事前ガイダンスで説明することを求めている。加えて、制度の利用者に対して、法令上の解釈や運用上の留意事項をまとめた「特定技能外国人受入れに関する運用要領」を公表しており、積極的な周知に努めている。

また、特定技能外国人の受入れ機関が満たすべき出入国又は労働関係法令に関する基準や、特定技能外国人に対する支援の義務等について、特定技能制度のポータルサイト等において多言語(13言語)での発信している。